生命保険募集人について

金融機関の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。
お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関して確認をご要望の場合には、最寄りのＳＯＭＰＯひまわり生命までご連絡ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- 本保険商品は、みずほ銀行を募集代理店とするＳＯＭＰＯひまわり生命の商品であり、契約の主体はお客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命になります。
- 本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ＳＯＭＰＯひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル（通話料無料）までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者さま専用ダイヤル（カスタマーセンター） 0120-563-506

※各種お手続き依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま（保険金・給付金のご請求は受取人さま）からお願いいたします。お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）

〈募集代理店〉　代理店コード：53750

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
受付時間：平日 9:00～17:00
（12月31日～1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません）

〈引受保険会社〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉https://www.himawari-life.co.jp/
ＳＯＭＰＯグループの一員です。

HL-P-A-24-00488（2024.10.2）（24040034）803409-3200（24.10）ACG

SOMPO　SOMPOひまわり生命

笑顔のしるし

無配当 定期保険

ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット

2024年10月

- ◆本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ◆本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆本商品はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- ◆株式会社みずほ銀行はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

募集代理店　MIZUHO みずほ銀行

引受保険会社　SOMPOひまわり生命

笑顔のしるし 3つの特徴

特徴1 一定期間の死亡・高度障害保険金を保障します。

●被保険者が、万一死亡された時には、死亡保険金をお支払いします。
●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた時には、死亡保険金と同額を高度障害保険金としてお支払いします。

●この保険には配当金および満期保険金はありません。
●死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

特徴2 お客さまの必要な保障の期間に合わせて、保険期間を設定できます。

●決められた期間を保障する「年満了タイプ」と、決められた年齢まで保障する「歳満了タイプ」からお選びいただけます。
●「年満了タイプ」なら、健康状態に関わらず、最長90歳まで自動更新できます。

更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率等により計算します。

特徴3 「健康体料率特約」により所定の条件を満たした場合、保険料が割安になります。

●被保険者の喫煙状況や健康状態等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申し込みいただけます。

●健康体料率特約を付加する場合、ご契約内容がＳＯＭＰＯひまわり生命所定の条件に合致していることが必要となります。
●健康体料率特約における被保険者を示すＳＯＭＰＯひまわり生命での呼称を「健康体」、その基準に適合しない方を「標準体」と称します。ただし、いずれの呼称も健康であるかどうかを示すものではありません。詳しくは3ページをご覧ください。

ご契約例

被保険者：30歳男性　保険金額：3,000万円　保険期間：60歳まで　保険料払込期間：60歳まで

【イメージ図】

お客さまのライフスタイルに合わせて、保険期間を設定できます。

年満了タイプ　5年　10年～35年（1年刻み）
健康状態に関わらず、最長90歳まで自動更新できます。

歳満了タイプ　55歳　60歳　65歳　70歳　75歳　80歳　85歳　90歳
保険期間満了後に自動更新はできません。

※お申し込みいただく保険金額等によっては、所定の診査実施または健康診断結果等のご提出が必要となる場合があります。
※お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
※解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金は、ご契約年齢・性別・払込期間・経過年月数等によって異なります。特にご契約後、短期間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あるとしてもごくわずかです。

保険期間の設定によって、お払い込みいただく保険料は異なります。

【ご契約例】　被保険者：30歳男性　保険金額：3,000万円

年満了タイプ ▶ 保険期間10年の定期保険にご加入後、自動更新された場合
（保険期間：10年　保険料払込期間：10年）

【イメージ図】

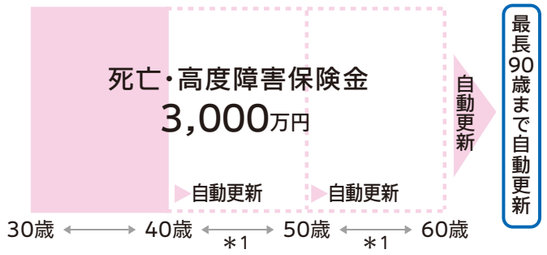

■保険料（口座振替月払・標準体保険料率）
▷30歳から10年間　4,110円
▷40歳から10年間　7,020円＊2
▷50歳から10年間　14,070円＊2

＊1 更新後の保険期間は更新前と同一です。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における年齢が90歳を超える時は、保険期間は90歳までとなります。
＊2 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率等により計算します。表示の保険料は2024年10月現在の保険料率を基に計算したもので、更新時の保険料とは異なる場合があります。
※健康体料率特約の自動更新はお取り扱いしません（自動更新した場合は標準体料率での更新となります）。ただし、主契約の保険期間が5年で、健康体料率特約の付加後、最初に自動更新する場合に限り、主契約と同時に更新されます。

歳満了タイプ ▶ 保険期間60歳までの定期保険にご加入された場合
（保険期間：60歳まで　保険料払込期間：60歳まで）

【イメージ図】

■保険料（口座振替月払・標準体保険料率）
▷30歳から60歳まで（30年間）　8,070円

（2024年10月現在の保険料です）

健康体料率特約について

健康体料率特約　お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態等が、ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申し込みいただけます。

●健康状態等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。
　その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引き受けとなる場合およびご契約自体をお引き受けできない場合もあります。
●告知書扱でのお申し込みの場合、健康体料率特約は適用できません。

例)被保険者:30歳男性　保険金額:3,000万円　保険期間:60歳まで　保険料払込期間:60歳まで　保険料払込方法:口座振替月払

ステップ1

●健康状態等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準を満たしている
●ご契約内容がＳＯＭＰＯひまわり生命所定の条件に合致している

↓ はい

ステップ2

1年以上喫煙またはたばこ商品を使用したことがない＊1

いいえ / はい

＊1 喫煙状況の確認のため、お申し込み内容により告知に加えて所定の検査を求めることがあります。

ステップ3

（いいえの場合）ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める 健康体基準 を満たしている

- いいえ → 月払保険料 8,070円　標準体保険料率
- はい → 月払保険料 7,860円　喫煙者健康体保険料率（約2.6%割安）

（はいの場合）ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める 健康体基準 を満たしている

- いいえ → 月払保険料 7,440円　非喫煙者標準体保険料率（約7.8%割安）
- はい → 月払保険料 6,030円　非喫煙者健康体保険料率（約25.2%割安）

●2024年10月現在の保険料です。

割安になる率はお申し込みのご契約内容・ご加入の年齢等によって異なります。

健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める範囲内である必要があります。

CHECK1「体 バランス」　ＢＭＩ値(肥満度)は下記の範囲内ですか？

18.0 ＜ ＢＭＩ＊2 ＜ 27.0 (男女・年齢問わず)

＊2 ＢＭＩとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。
　ＢＭＩ＝体重(ｋｇ)÷{身長(ｍ)}^{2}

■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

CHECK2「血圧」

血圧値は下記の範囲内ですか？

最高 血圧値
140mmHg未満

最低 血圧値
90mmHg未満

ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

・ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りする場合があります。
・なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
・検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

保険料表(口座振替月払)

■年満了タイプ　保険期間：10年　保険料払込期間：10年　保険金額：3,000万円　(単位:円)

契約年齢(歳)	男性 標準体保険料率	男性 喫煙者健康体保険料率	男性 非喫煙者標準体保険料率	男性 非喫煙者健康体保険料率	女性 標準体保険料率	女性 喫煙者健康体保険料率	女性 非喫煙者標準体保険料率	女性 非喫煙者健康体保険料率
25	3,690	3,570	3,420	3,060	2,880	—	—	2,610
26	3,720	3,600	3,420	3,030	2,970	—	—	2,670
27	3,780	3,660	3,480	3,030	3,090	2,910	3,030	2,760
28	3,870	3,750	3,570	3,060	3,210	3,030	3,150	2,850
29	3,990	3,840	3,660	3,090	3,330	3,150	3,270	2,940
30	4,110	3,990	3,780	3,150	3,480	3,300	3,390	3,030
31	4,260	4,140	3,930	3,240	3,630	3,450	3,540	3,150
32	4,440	4,290	4,080	3,330	3,780	3,600	3,690	3,240
33	4,650	4,500	4,230	3,450	3,960	3,750	3,840	3,390
34	4,890	4,710	4,470	3,630	4,110	3,930	3,990	3,510
35	5,160	4,980	4,710	3,780	4,260	4,080	4,140	3,630
36	5,460	5,280	4,980	3,990	4,440	4,260	4,290	3,780
37	5,790	5,580	5,310	4,170	4,650	4,470	4,500	3,930
38	6,150	5,940	5,640	4,410	4,890	4,710	4,740	4,140
39	6,570	6,330	6,030	4,680	5,160	5,010	5,040	4,290
40	7,020	6,780	6,420	4,980	5,460	5,280	5,340	4,530
41	7,500	7,260	6,870	5,340	5,790	5,610	5,640	4,770
42	8,040	7,800	7,380	5,730	6,120	5,940	5,970	5,040
43	8,610	8,340	7,920	6,150	6,510	6,270	6,330	5,340
44	9,210	8,940	8,490	6,630	6,900	6,660	6,720	5,670
45	9,870	9,600	9,090	7,170	7,320	7,080	7,110	6,030
46	10,560	10,290	9,750	7,740	7,740	7,470	7,530	6,360
47	11,370	11,100	10,470	8,340	8,130	7,890	7,950	6,720
48	12,180	11,910	11,250	9,030	8,580	8,280	8,370	7,080
49	13,080	12,780	12,060	9,780	9,030	8,700	8,790	7,470
50	14,070	13,800	13,020	10,620	9,480	9,150	9,240	7,920
51	15,150	14,850	14,040	11,550	9,960	9,630	9,750	8,340
52	16,320	15,990	15,120	12,540	10,470	10,080	10,230	8,820
53	17,640	17,310	16,350	13,680	11,010	10,590	10,770	9,360
54	19,080	18,720	17,760	14,910	11,610	11,160	11,370	9,900
55	20,670	20,250	19,260	16,290	12,210	11,730	11,970	10,470
56	22,380	21,960	20,880	17,850	12,810	12,270	12,570	11,070
57	24,240	23,850	22,680	19,470	13,530	12,930	13,290	11,760
58	26,220	25,860	24,600	21,300	14,280	13,650	14,040	12,510
59	28,380	27,990	26,700	23,310	15,150	14,430	14,940	13,380
60	30,780	30,390	28,980	25,500	16,110	15,330	15,960	14,310

■歳満了タイプ　保険期間：60歳まで　保険料払込期間：60歳まで　保険金額：3,000万円　(単位:円)

契約年齢(歳)	男性 標準体保険料率	男性 喫煙者健康体保険料率	男性 非喫煙者標準体保険料率	男性 非喫煙者健康体保険料率	女性 標準体保険料率	女性 喫煙者健康体保険料率	女性 非喫煙者標準体保険料率	女性 非喫煙者健康体保険料率
25	7,350	7,140	6,750	5,550	5,430	5,190	5,280	4,590
26	7,470	7,260	6,870	5,640	5,520	5,280	5,370	4,650
27	7,620	7,380	7,020	5,730	5,610	5,370	5,460	4,740
28	7,770	7,560	7,140	5,820	5,730	5,490	5,580	4,800
29	7,920	7,710	7,290	5,910	5,850	5,610	5,670	4,890
30	8,070	7,860	7,440	6,030	5,940	5,730	5,790	4,980
31	8,220	8,040	7,590	6,150	6,090	5,850	5,910	5,100
32	8,430	8,160	7,770	6,240	6,180	5,970	6,030	5,190
33	8,610	8,370	7,950	6,390	6,300	6,090	6,150	5,310
34	8,820	8,580	8,130	6,540	6,450	6,210	6,270	5,400
35	9,060	8,820	8,340	6,720	6,600	6,330	6,420	5,520
36	9,300	9,030	8,550	6,870	6,720	6,480	6,570	5,640
37	9,540	9,300	8,790	7,050	6,870	6,630	6,690	5,760
38	9,810	9,540	9,030	7,260	7,050	6,780	6,870	5,880
39	10,080	9,810	9,300	7,440	7,200	6,930	7,020	6,000
40	10,350	10,080	9,540	7,680	7,380	7,110	7,170	6,120
41	10,650	10,350	9,840	7,890	7,560	7,290	7,350	6,240
42	10,950	10,680	10,110	8,130	7,740	7,470	7,530	6,420
43	11,280	11,010	10,410	8,370	7,950	7,650	7,740	6,570
44	11,640	11,370	10,740	8,640	8,130	7,860	7,950	6,750
45	12,030	11,730	11,100	8,910	8,340	8,100	8,130	6,930
46	12,390	12,090	11,460	9,240	8,580	8,280	8,370	7,110
47	12,810	12,480	11,850	9,570	8,820	8,490	8,610	7,320
48	13,200	12,930	12,180	9,930	9,060	8,730	8,820	7,530
49	13,650	13,350	12,600	10,260	9,270	8,910	9,030	7,710
50	14,070	13,800	13,020	10,620	9,480	9,150	9,240	7,920
51	14,520	14,250	13,440	11,010	9,720	9,360	9,480	8,100
52	15,000	14,700	13,890	11,430	9,930	9,570	9,720	8,280
53	15,540	15,210	14,370	11,850	10,170	9,780	9,960	8,490
54	16,020	15,720	14,850	12,270	10,410	10,020	10,110	8,700
55	16,650	16,260	15,420	12,750	10,620	10,230	10,350	8,940

※掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはＳＯＭＰＯひまわり生命までお問い合わせください。　(2024年10月現在)

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1．引受保険会社の名称と連絡先等

■ 名　　称　ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社
■ 連　絡　先　ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンター　0120-563-506
受付時間　月曜日～金曜日 9：00 ～ 18：00　土曜日 9：00 ～ 17：00
（日曜日、祝日および 12/31 ～ 1/3 は営業しておりません）
■ 公式ウェブサイト　https://www.himawari-life.co.jp/

2．商品の特徴と仕組み

保険商品の名称

笑顔のしるし（無配当　定期保険）

商品の特徴

・一定期間の万一の保障を確保できます。
・満期保険金はありません。

仕組図

ご契約例
30歳男性　保険期間：60歳満了　保険料払込期間：全期払　保険金額：3,000万円

ご注意ください

・お客さまのご契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3．保障内容

商品に関する事項

保険金のお支払いについて

お支払いする保険金	お支払事由
死亡保険金	死亡した時
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当した時

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。保険金のお支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。

保険料払込免除の対象となる事由

・ケガにより所定の身体障害状態に該当した時

ご注意ください

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4．付加できる特約

リビング・ニーズ特約

余命６ヵ月以内と判断される時、死亡保険金の全部または一部をご請求できます。（他の契約と通算して、一被保険者につき 3,000 万円が限度となります。）
○支払額は、指定保険金額から６ヵ月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です。（支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。）
○リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

健康体料率特約（主契約用）

ご契約時の喫煙状況および健康状態等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準に適合する場合に、主契約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている保険金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めた時は指定代理請求人が請求できます。

※いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5．お取り扱いについて

契約年齢範囲		満 15 歳～満 80歳（保険期間・契約形態等により異なります）
保険期間・保険料払込期間	年満了	5 年 /10 ～ 35 年（1 年刻み） （年満了の場合、最長 90 歳まで自動更新できます）
	歳満了	55/60/65/70/75/80/85/90 歳
保険金額		50 万円～３億円（契約年齢等により異なります）
責任開始期		●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、告知と第１回保険料（相当額）のお払い込みが共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できた時から保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションが全て完了した日が責任開始日となります）。
契約日		月払　　：責任開始日の属する月の翌月１日＊ 半年払、年払：責任開始日と同日 ＊責任開始日の翌日から翌月１日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱、クレジットカード扱共通）
選択区分		告知書扱、健康診断結果通知書＊扱、人間ドック＊扱、医師扱、簡易定健＊扱 ＊告知書含む

6．保険料について

保険料払込期間	保険期間と同一
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱
最低保険料	1,000円（月払・半年払・年払共通）
前納	●将来お払い込みいただく予定の保険料を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の利率で割り引きがあります。 ●全期前納のみ取扱可能です。ただし、年払契約であることを要します。 ●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分（未経過分保険料）があれば払い戻します。
高額割引	保険金額により、高額割引制度が適用されます。

7．契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8．解約返戻金について

解約返戻金は保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。

9．契約後の取り扱いについて

■ 保険金額の減額

●保険金額を減額して、以後の保険料を少なくします。＊
●減額部分は解約したものとして扱い、解約返戻金があればお支払いします。

＊ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める限度を下回る減額はできません。

■ 払済保険への変更

●保険料の払い込みを中止し、解約返戻金を基にして、保険期間をそのままにした保険に変更します。＊
●払済後の保険金額は少なくなります。
●各種特約は消滅します。
●特別条件が付加されている場合はお取り扱いできないことがあります。

＊払済保険金額がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める限度を下回る場合はお取り扱いできません。

■ 契約者貸付

●解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てします（貸付金はＳＯＭＰＯひまわり生命から口座振込の方法でお支払いします）。
●この場合、貸付金にはＳＯＭＰＯひまわり生命所定の利率＊で計算した利息（複利計算）がつきます。
●貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超える時は、その旨をご契約者に通知いたしますので、ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の金額をお払い込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払い込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

＊利率は金利水準等によって変動します。
利率については、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

10．預金等との違いについて

本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。

11．費用について

保険料の一部は保険金のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理の経費等）にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」の他、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1．お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて 15 日以内（郵便消印日付）です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第 1 回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した書面＊1 に自署しＳＯＭＰＯひまわり生命の支社もしくは本社＊2 あてに郵便で発信、または、電磁的記録＊3 によりお申し出ください。

＊1　書面の書式例

20 ○○年○月○日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：○○ ○○　（親権者：○○ ○○）
生年月日：○○○○年○月○日
住所：○○県○○市○○町○－○－○
申込番号または証券番号：○○○○○
保険料返戻口座：○○銀行○○支店　普通○○○○○○○
口座名義人：○○ ○○

＊2　本社送付先
〒107-8691 日本郵便株式会社 赤坂郵便局 私書箱第28号
ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社

＊3　電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。ＳＯＭＰＯひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
■URL　https://www.himawari-life.co.jp/contact/

ご注意ください

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。
・ＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、保険金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2．健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
・ご契約にあたっては、所定の告知書等でＳＯＭＰＯひまわり生命がお尋ねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。＊1
・告知受領権はＳＯＭＰＯひまわり生命およびＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

＊1 ご契約内容によって、ＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から 2 年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りすることがあります。
なお、2 年経過後も、保険金等のお支払事由が 2 年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります＊2。

＊2　募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めた時には解除しません。
ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

保険金等のお支払い

ご契約を解除した時には、保険金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。＊3

＊3　保険金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない時は、保険金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。
この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

ＳＯＭＰＯひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。

ご契約内容の確認について

ＳＯＭＰＯひまわり生命の確認担当職員またはＳＯＭＰＯひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、お申し込み内容について確認をさせていただいたり、所定の検査を求めたりする場合があります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3．保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時＊1

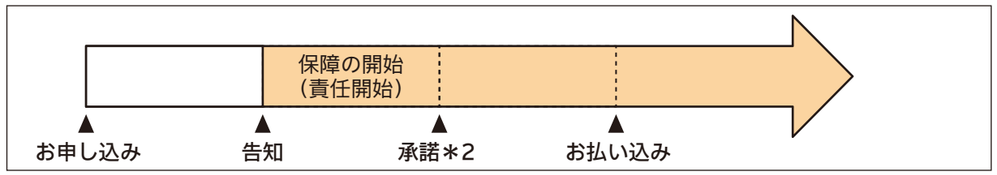

「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第 1 回保険料（相当額）のお払い込みが共に完了した時

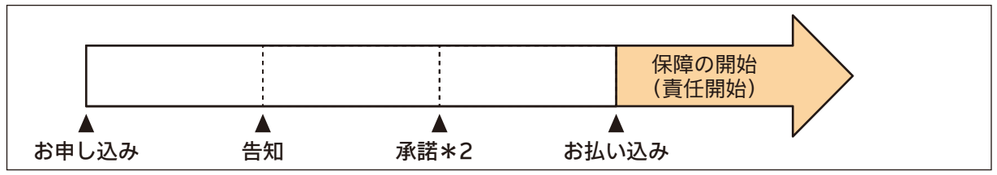

「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）が共に完了した時

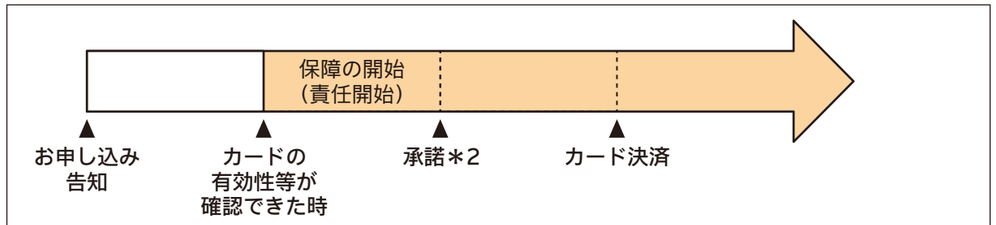

※ＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

＊1 ご契約のお申し込みが完了した時とは、ＳＯＭＰＯひまわり生命またはＳＯＭＰＯひまわり生命の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

＊2 募集人は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからのお申し込みをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。

4．保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできないことがあります。

保険金等をお支払いできない場合

①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
②保険金等の免責事由＊1に該当した場合
③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
④重大事由＊2によりご契約が解除された場合
⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金等の不法取得目的があってご契約が無効になった場合（この場合、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第 1 回保険料が猶予期間満了日（詳しくは「5.保険料のお払い込みについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

＊1 主な免責事由
ア．責任開始日から 3 年以内の被保険者の自殺
イ．ご契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
ウ．被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故

＊2 重大事由
・保険金等を詐取する目的で事故を起こした時
・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力＊に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められる時
＊反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後 5 年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があった時

詳しくはご契約のしおり「保険金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

5. 保険料のお払い込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第１回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第１回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

・第１回保険料の払込猶予期間満了日までに第１回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。

ご注意ください

以下の場合は、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

・第１回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
・第１回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年（半年）単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで＊

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。
＊ 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

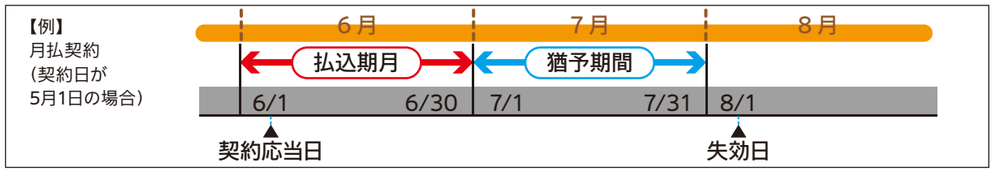

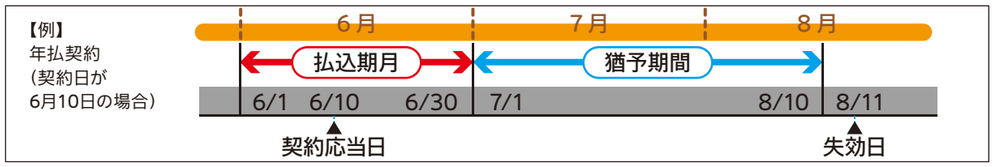

ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、保険金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後３年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知または診査と、お払い込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払い込みが必要となります。
ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

自動振替貸付について

自動振替貸付をご希望される旨あらかじめお申し出があり、保険料の自動振替貸付が可能な場合に、ＳＯＭＰＯひまわり生命が自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させる制度です。
お立て替えした保険料には、ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の利息をお支払いいただきます。（複利計算）

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

○解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・払込期間・経過年月数等によっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へお申し込みされること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たなご契約のお引き受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。
例えば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

保険金等のお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から３年以内の自殺、責任開始期前の発病等、保険金等をお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、既にお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL　03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00 ■ ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 保険金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、速やかにＳＯＭＰＯひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、保険金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

①お支払事由が生じた時
②お支払いの可能性があると思われる時
③ご不明な点がある時＊

＊ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

ご注意ください

ＳＯＭＰＯひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている保険金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金等をご請求できない特別な事情があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めた時は、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

ＳＯＭＰＯひまわり生命の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。
ご連絡先は、「12．お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

保険金の税法上のお取り扱い

保険金	契約例			税の種類
	契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人	
死亡保険金	本人	本人	配偶者（子）	相続税
	本人	配偶者（子）	本人	所得税（一時所得）
	本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

※所得税の課税対象になる時は、住民税の課税対象にもなります。（以下同様です。）

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
死亡保険金 （ご契約が２件以上の場合は合計します）	**下記①②を共に満たす場合** ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	500 万円 × 法定相続人数

保険金の非課税扱

対象となる保険金	条件	非課税扱の範囲
高度障害保険金 リビング・ニーズ特約による保険金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

一般生命保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』の対象になります。＊
対象となる保険料は１月から 12 月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。ＳＯＭＰＯひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告の時まで大切に保管してください。

＊この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

所得税の課税対象となる場合

契約者と保険金受取人が同一人の保険契約では、支払われた保険金は一時所得となり、所得税の課税対象となります。保険金から、正味払込保険料を差し引き、さらに、一時所得の特別控除額（50 万円限度）を差し引いた金額が一時所得となります。

一時所得 =（保険金－正味払込保険料）－特別控除額

なお課税対象となるのは、一時所得の金額の１／２です。

贈与税の課税対象となる場合

贈与税の課税対象となる金額は、保険金から基礎控除額（110 万円）を差し引いた金額となります。

贈与税の課税対象となる金額＝保険金－基礎控除額

贈与税の基礎控除額は、保険金が 110 万円までの場合はその全額、110 万円を超える場合は一律 110 万円となります。

ご注意ください

税務の取り扱い等については、2024年5月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

11. 個人情報のお取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正なお取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金、給付金等のお支払い、本人確認
②再保険契約の締結、再保険金の請求
③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供＊1
④ＳＯＭＰＯひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
⑤その他保険に関連・付随する業務等＊1

＊1　お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、次の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）を第三者に提供することはありません。
また、ＳＯＭＰＯひまわり生命は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）をこれらの者から提供を受けることがあります。
なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
③法令に基づく場合
④ＳＯＭＰＯひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
⑤ＳＯＭＰＯひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度＊2 および支払査定時照会制度 ＊3 に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

＊2 「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」もあわせてご確認ください。
＊3 「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

ＳＯＭＰＯひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、ＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

ＳＯＭＰＯひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等についてはＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイト（https://www.himawari-life.co.jp/）をご覧いただくか、個人情報開示請求受付窓口＊4までお問い合わせください。

＊4　電話番号0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命窓口

ＳＯＭＰＯひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のＳＯＭＰＯひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

○契約者ご本人さま（保険金等のご請求は受取人さま）からお願いします。
○お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
■お手続き、お問い合わせ全般 お手続き例 ① 保険金・給付金のご請求　⑤ 保険料振替口座の変更 ② 転居、町名変更、通信先変更　⑥ ご契約内容の変更、解約 ③ 名義変更、受取人変更、改姓　⑦ ご契約内容のお問い合わせ ④ 保険証券紛失　⑧ その他お手続き	カスタマーセンター 0120-563-506 月曜日～金曜日　9：00～18：00 土曜日　9：00～17：00
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療を既に受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等は行いません。	先進医療請求デスク 0120-665-780 月曜日～金曜日　9：00～18：00
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口 0120-273-211 月曜日～金曜日　9：00～18：00

※ 日曜日、祝日および12 月31 日～ 1 月3 日は営業しておりません。
※ 携帯電話からも通話が可能です。

○ＳＯＭＰＯひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/

生命保険相談所（（一社）生命保険協会）

○本商品に係る指定紛争解決（ＡＤＲ）機関は（一社）生命保険協会です。
○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
○生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

（一社）生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/

保険料クレジットカード払のご案内

クレジットカード払をご利用いただける条件

- ご契約者さまが個人
- 保険料のお払込方法が月払・半年払・年払
- 1契約あたりの1回分保険料が10万円以下
- **クレジットカード名義人がご契約者さまご本人**

※クレジットカードのお支払方法は「1回払」のみとなります。リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等はご利用いただけません。
※オーソリゼーションが完了した場合であっても、ご利用条件を満たしていない場合、払込方法をクレジットカード払以外に変更いただくか、申込内容を訂正いただく場合がございます。
※前納保険料のお支払いにはご利用いただけません。

ご利用いただけるクレジットカード

これらのマークのある**ご契約者さまご本人名義**のクレジットカードをご利用いただけます。

※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。
※有効期限が翌月以降のクレジットカードをご登録ください。

クレジットカード払ご利用時にご留意いただきたいこと

- 同一クレジットカードで2件以上のご契約の保険料をお支払いいただく場合は、お払い込みの順序を指定できません。また、クレジットカード会社からのご利用明細書上は、ご契約単位で別々に表示されます。
- クレジットカード支払口座からの保険料の引き落としは、通常、保険料払込期月の翌月に行われます（クレジットカード会社により異なります）。したがいまして、ご契約を解約された場合でも、既にクレジットカード決済（保険料払込期月の20日）された分の保険料は、解約手続き完了後にクレジットカード支払口座から引き落とされる場合があります。
- クレジットカードを解約された場合でも、ＳＯＭＰＯひまわり生命からクレジットカード会社への決済請求依頼のタイミングによっては、後日クレジットカード支払口座から保険料が引き落とされる場合があります。
- ご契約成立後にクレジットカードの有効期限更新のお手続きが必要なお客さまへは事前案内を送付しますので、再登録手続きをお願いします。手続きをされなかった場合、保険料の決済ができず、ご契約の効力が失われる可能性がありますのでご注意ください。
- 一定期間保険料の引き落としができず、ご契約が失効した場合、ご登録されたクレジットカード情報は削除いたします。そのため、ご契約を復活される場合は、所定の復活手続きとあわせて、再度クレジットカードをご登録いただく必要があります。
- お客さまの個人情報のお取り扱いにつきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

クレジットカード情報の登録方法

1

申込書控えをお手元にご用意いただき、ご契約者さまより、『クレジットカード登録センター』にお電話ください。

クレジットカード登録センター
フリーコール **0120-957-078**
携帯電話からでもかけられます。（通話無料）

［受付時間］9:00～20:00
※土日祝日も営業しております。
（12月31日～1月3日は営業しておりません。）
※新規ご契約のお客さま専用ダイヤルです。

2

オペレーターの案内にしたがって、必要事項をお伝えください。

- **申込番号**［申込書右上記載の966で始まる11桁の番号］
- **ご契約者さまの「氏名」「生年月日」**
- **1回分保険料**
- **代理店コード**［53750］
- **クレジットカード名義人**
- **クレジットカード番号**
- **有効期限**［記載どおりに読み上げてください］

※ご契約内容の確認のために、上記以外にもお尋ねする場合があります。

3

クレジットカードの登録が完了すると、オペレーターが登録完了の旨をお伝えします。

登録完了

クーリング・オフ制度について

保険契約の申込日またはクレジットカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでは、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

保険料クレジットカード支払規定［必ずお読みください。］

1. 私は私が指定するクレジットカード（以下「指定カード」という）会社へ既に提出済みの会員規約に基づいて、指定カードで保険料を支払います。
2. 私は私からＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に申し出をしないかぎり、保険料を指定カードで上記1.と同様に会員規約に基づいて継続して支払います。
3. 私は指定カード会社により私がＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく支払います。
4. 私は指定カードの会員資格喪失等により、指定カード会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
5. 私は紛失や変更等で指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限が指定カード会社よりＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に通知されても異議ありません。
6. 私は指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、すみやかにＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社に通知します。
7. 私は指定カードで支払った保険料については領収証は請求しません。

クレジットカード払の　流れ（月払契約の場合）

「申込」・「告知」・「クレジットカードの有効性等の確認」が　全て完了した日が保障開始（責任開始）日になります。

標準スケジュール

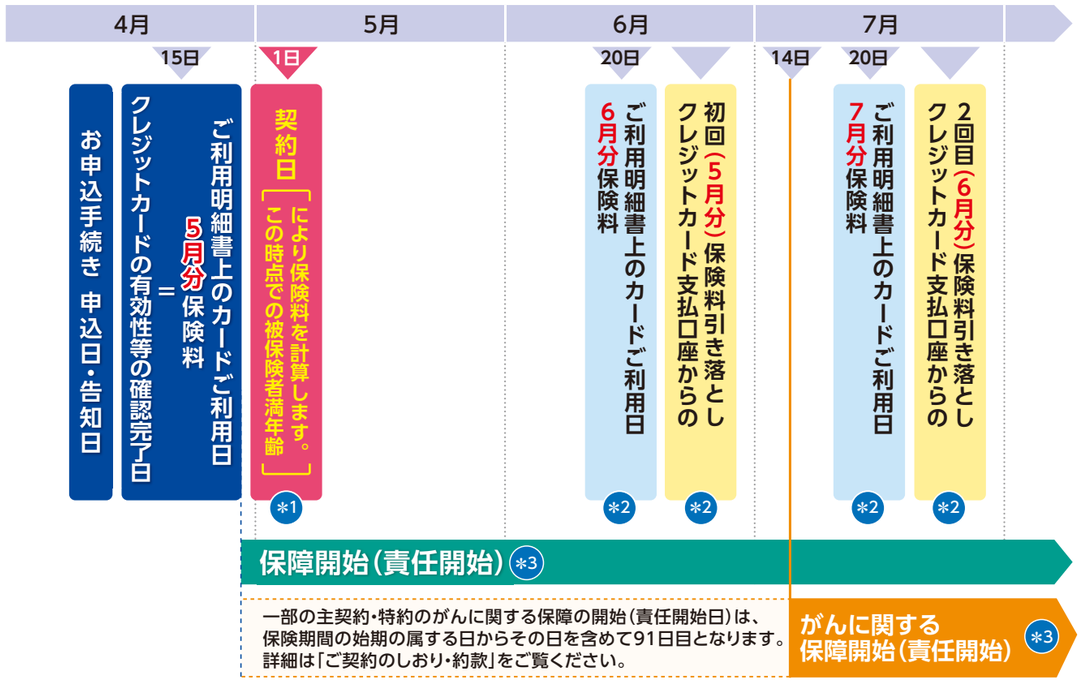

保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合（契約日の特則）

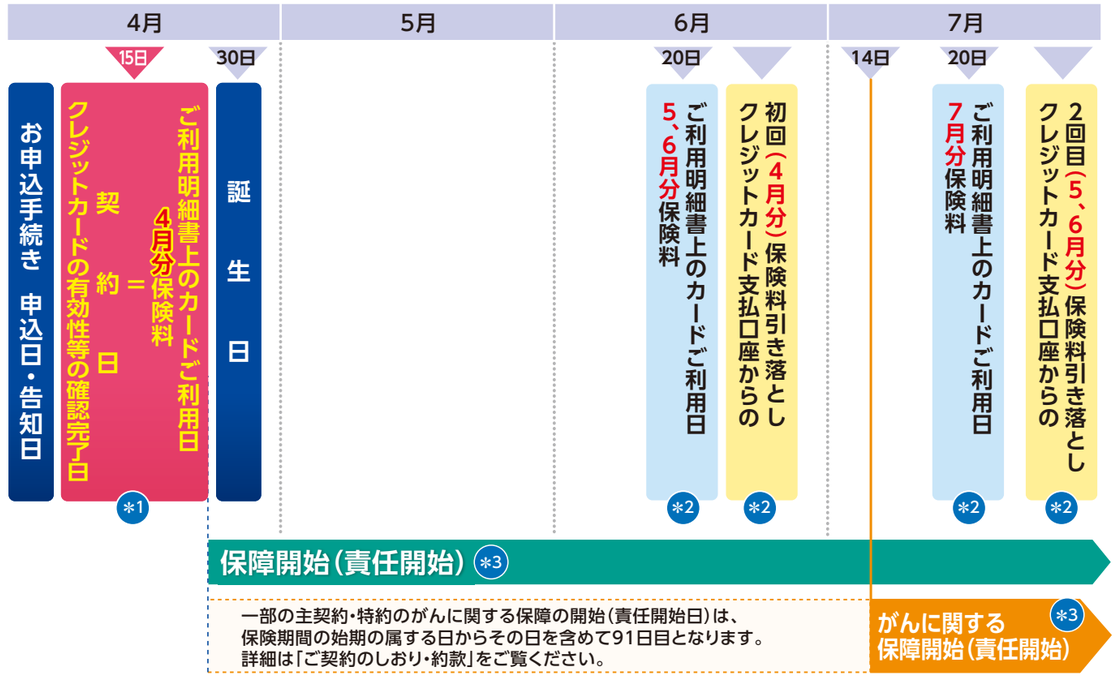

＊1）月払契約の場合の契約日は、保障開始（責任開始）日の属する月の翌月1日になります（契約日時点の満年齢で保険料が決まります）。ただし、
　※半年払・年払契約の場合の契約日は、保障開始（責任開始）日となります。
＊2）ご契約者さまにご利用明細書が送付されるスケジュールおよびクレジットカード支払口座から引き落としされるスケジュールは、クレジット
＊3）お申し込みいただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合に、保障を開始します。

保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、保障開始（責任開始）日が契約日となります（契約日の特則）。

カード会社によって異なります。

●ご契約の成立状況により、ご請求スケジュールが遅れる場合があります。
上記例で、4月中にＳＯＭＰＯひまわり生命がお申し込みを承諾できなかった場合は、クレジットカード会社へ
て引き落としされます（保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合は、初回お
の初回保険料の決済請求依頼が1ヵ月遅れます。月払契約の場合は、それに伴い、2回目のご請求で2ヵ月分の保険料がまとめ
よび2回目のご請求でそれぞれ2ヵ月分の保険料がまとめて引き落としされます）。

●契約日や、ＳＯＭＰＯひまわり生命がお申し込みを承諾するタイミング等により、ご請求時に複数回分の保険料をまとめて引き落としさせていただく場合があります。

あらかじめご　了承ください

●申込書類がＳＯＭＰＯひまわり生命に到着した後、ご契約者さまにご照会が必要な事項等が生じ、**クレジットカードの有効性等の有効性等の確認を無効とし、再度必要な保険料相当額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合、保障開始**
●その際、クレジットカードの有効性等の確認を行った金額が前回と異なる場合は、ご契約者さまに書面でご連絡いたします（お申
ジットカードの有効性等の確認を無効とし、再度正当な金額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合も保障
●ただし、クレジットカードの有効性等の再確認の結果、ご利用限度額超過等によりクレジットカードでのお払い込みができない場
れ、保障の開始時期が遅くなります。（図②）

確認を行った日の属する月の翌月15日頃までにSOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾できない場合、クレジットカードの（責任開始）日は変更されません。
込内容の保険料とクレジットカードの有効性等の確認を行った金額が異なる場合は、その都度、ご契約者さまにご確認のうえ、クレ
開始（責任開始）日は変更されません）。（図①）
合は、他のクレジットカードに変更いただくか、他のお払込方法に変更いただきます。**この場合、保障開始（責任開始）日は変更さ**

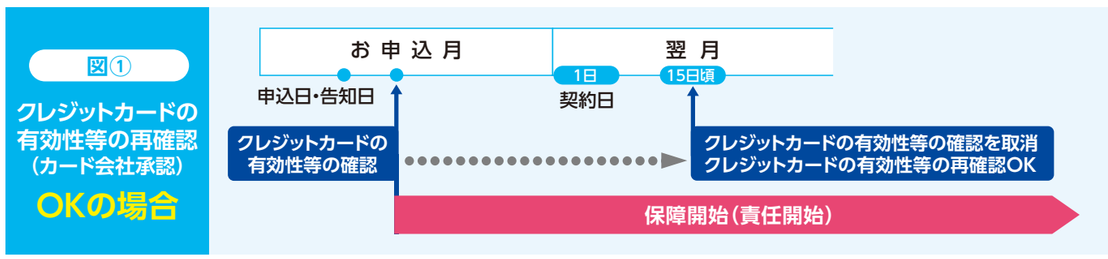

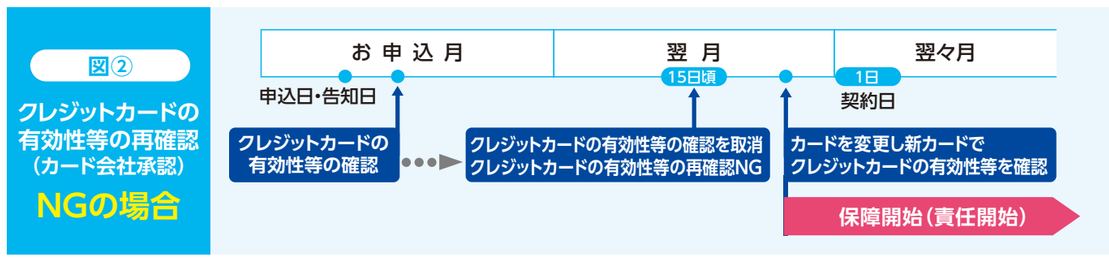

保険料口座振替のご案内

責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料は、口座振替させていただきます。
お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、ご請求時期や払込金額が下記と異なる場合があります。

標準スケジュール

第1回保険料の口座振替は、通常、申込月の翌月から開始となります。

■口座振替スケジュールのイメージ　月払契約の場合

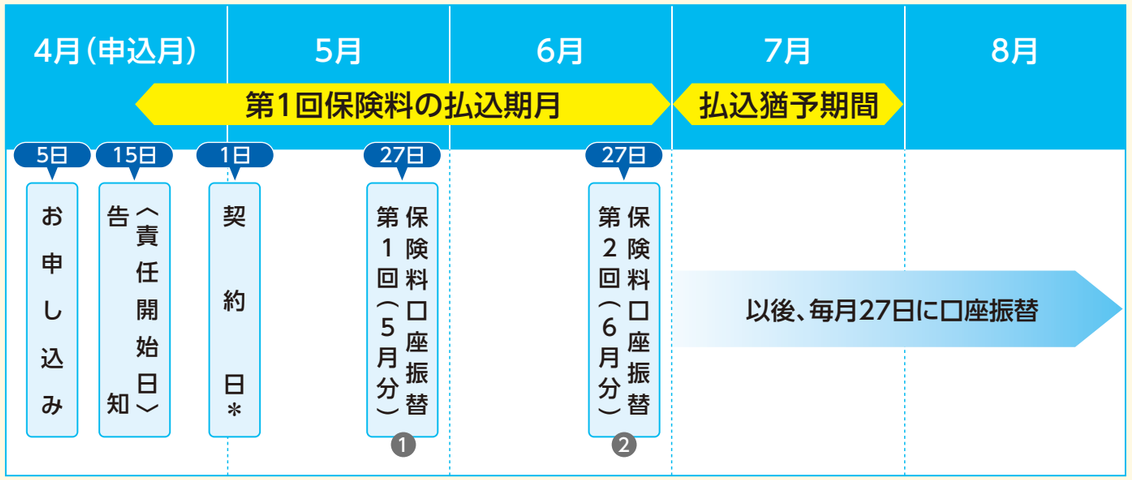

＊契約日は、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢はその日を基準として計算します。

◆上記のケースで第1回保険料の口座振替ができなかった場合

❶第1回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合、第2回保険料とあわせて翌月の振替日に再度、口座振替させていただきます。

❷さらに、払込期月中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第1回・第2回・第3回保険料をお払い込みください。

保障開始（責任開始）日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合（契約日の特則）

第1回保険料とあわせて第2回保険料を口座振替させていただきます。

■口座振替スケジュールのイメージ　月払契約の場合

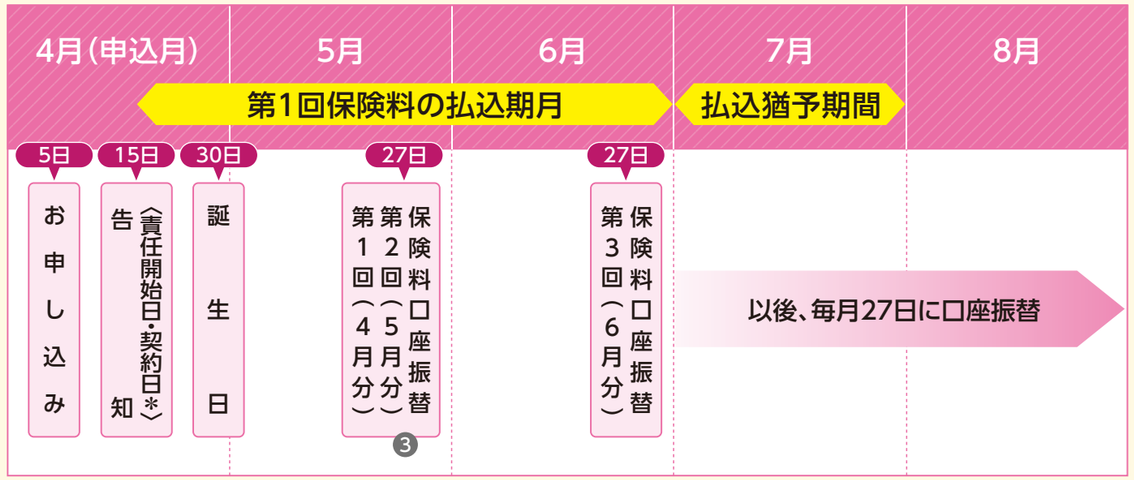

ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、責任開始日とします。

◆上記のケースで第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合

❸第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第2回以後の保険料とあわせて第1回保険料をお払い込みください。

⚠下記の点にご留意ください。

◆払込猶予期間内にお払い込みがなかった場合

●第1回保険料の払込猶予期間内に第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合、お支払いする返戻金はありません。また、無効となったご契約の復活のお取り扱いはありません。

●無効となったご契約の被保険者さまを被保険者とする新たな契約のお申し込みに際し、無効となったご契約の責任開始日から2年間は「責任開始期に関する特約」を付加できません。

●第1回保険料が払い込まれるまで の期間は、保険料の払込方法の変更等、ご契約の変更・保険料のお払い込みの取り扱いが一部制限されます。

●第1回保険料のお払い込みがな いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、第1回保険料＊を 保険金・給付金等から差し引き ます。なお、お支払いする保険金・給付金等が第1回保険料＊に不足する場合には、第1回保険料＊の払込猶予期間満 了日までに第1回保険料＊をお 払い込みいただけないと、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

●第1回保険料のお払い込みがな いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料＊をお払い込 みいただきます。お払い込みが ない場合、保険料の払い込みの免除をいたしません。

●保険契約の申込日からその日を 含めて15日を経過するまでは、書面またはＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトからご契約のお申し込みの撤回 または保険契約の解除をするこ とができます。
※クーリング・オフができない場合があります。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

＊第2回以後の未払込保険料がある時は、その保険料を含みます。

「保険料口座振替（開始）のお知らせ」をご確認ください。

ご契約成立後、ご指定の預貯金口座から保険料の振り替えを開始させていただく際には、ご契約者さま宛に「保険料口座振替（開始）のお知らせ」*1を送付いたします（口座振替開始月の15日頃）。お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、口座振替日*2の前日までに残高をご準備いただきますようお願いいたします。

*1 お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、「保険料お払い込みのお願い」（払込票）が送付される場合があります。
*2 口座振替日は、毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

<見　本>

月払契約の場合 保険料口座振替開始のお知らせ

振替日・請求保険料をご確認ください。

郵便はがき

料金後納郵便

１６０－０００１

東京都　新宿区
片町

新宿　花子　様

親展

（記号　12345*678 123456-7890　）
SOMPOひまわり生命保険株式会社

（問い合わせ先）　カスタマーセンターG
TEL　0120-563-506
000002　K

（裏面の記載事項もお読みください）
●大切なご案内は内側にあります。ここからはがしてご覧ください。

保険料口座振替開始のお知らせ

いつもお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ご契約の保険料は、右記振替日よりお客様ご指定の預貯金口座から振替を開始いたします。
ご指定の預貯金口座および振替予定は右記のとおりです。

振替日の前日までに右記預貯金口座に残高を確保くださいますようお願いいたします。

●万一振替ができなかった場合
翌月の保険料振替日に翌月分とあわせて2ヶ月分の保険料をご指定の預貯金口座に請求させていただきます。

※お届印や口座番号が相違していた場合や、口座振替依頼書をご提出いただいた時期によっては、右記の振替日に振替が開始されないことがあります。

令和２年　５月１８日作成

【振替予定】

振替日	令和２年　５月２７日
請求保険料　令和２年　５月分	１４，９３０円

毎月　２７日に上記金額を振替
（休日の場合は翌営業日）

【ご指定預貯金口座】

金融機関	○○○○
支店	本店
口座番号	（普通）１１１２ＸＸＸ
口座名義	シンジュク　ハナコ　様

通帳表示：
収納代行：
（顧客情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。）

【ご加入契約】

契約日	令和２年　５月　１日		
保険種類	終身保険		
契約者名	新宿　花子		様
被保険者	新宿　花子		様
証券番号	１２３４５－６７８号	払込方法	月払

<1ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日		令和○○年○○月○○日
請求保険料	令和○○年○○月分	○○,○○○円

1ヵ月分

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、
翌月に2ヵ月分の保険料を口座振替させていただきます。

<2ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日		令和○○年○○月○○日
請求保険料	令和○○年○○月分	○○,○○○円
	令和○○年○○月分	○○,○○○円
合計保険料		○○,○○○円

2ヵ月分

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、
翌月に3ヵ月分の払込票を送付いたします（毎月10日頃）。

第1回保険料の払込猶予期間までに第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。

※お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、記載内容が異なる場合があります。

このご案内は「責任開始期に関する特約」の概要を説明しています。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Ｗｅｂ約款のご案内

ＳＯＭＰＯひまわり生命では、お客さまの利便性の向上のため、「Ｗｅｂ約款*（ご契約のしおり・約款）」をご用意しています。

＊Ｗｅｂ約款とは、ＳＯＭＰＯひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。

「ご契約のしおり・約款」はＷｅｂ約款と冊子約款の2種類あります。お申込時に、いずれかをご選択ください。

Ｗｅｂ約款をご希望の場合

こちらから簡単にアクセス

QRコード®を読み取って「契約日」から、ご覧いただく「Ｗｅｂ約款」を選択してください。

URLからアクセス

1. ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。
   <公式ウェブサイト>
   https://www.himawari-life.co.jp/　ＳＯＭＰＯひまわり生命　検索
2. トップページの Ｗｅｂ約款（ご契約のしおり・約款） ボタンをクリックしてください。
3. Ｗｅｂ約款（ご契約のしおり・約款）ページの「みずほ銀行でお申し込みいただいた方はこちらをご覧ください」をクリックしてください。
4. 「笑顔のしるし」を選択してください。
5. 「契約日」から、ご覧いただく「Ｗｅｂ約款」を選択してください。

冊子約款をご希望の場合

お申込前

募集代理店の担当者にお申し出ください。

お申込後

ＳＯＭＰＯひまわり生命ご契約者さま専用ダイヤルまでご連絡ください。

ご契約者さま専用ダイヤル（カスタマーセンター）

0120-563-506

（受付時間）月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00
（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）